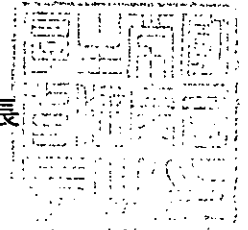


各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行等について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第137号）が本日公布され、公布の日に施行される一部を除き、本年11月1日から施行されることである。これにより、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（以下「ポリオ」という。）及び破傷風の定期の予防接種に沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下「4種混合ワクチン」という。）が導入されることとなり、その改正の概要等は下記のとおりである。また、上記省令の施行に併せて、「定期の予防接種の実施について」（平成17年1月27日付け健発第0127005号厚生労働省健康局長通知）の別紙「定期（一類疾病）の予防接種実施要領」の一部を別紙のとおり改正し、本年11月1日から適用することとした。貴職におかれては、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要

(1) 4種混合ワクチンの導入について

ア ジフテリア、百日せき、ポリオ及び破傷風の第一期の予防接種の初回接種及び追加接種に使用可能とする。

イ 第一期の予防接種の初回接種については、20日から56日までの間隔をおいて3回皮下に注射するものとする。（接種量は毎回0.5ミリリットル）

ウ 第一期の予防接種の追加接種については、初回接種終了後6か月以上の間隔をおいて1回皮下に注射するものとする。（接種量は0.5ミリリットル）

(2) その他

ポリオの臨時接種において、生ポリオワクチンを使用する場合の規定を整備する。

2 施行期日

平成24年11月1日。ただし、1(2)については、公布の日。